

リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定について

水大気環境課

1 概要

現在建設が進められているリニア中央新幹線の沿線地域について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定を行い、新幹線走行により発生する騒音から生活環境の保全を図る。

2 根拠

- ・環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項、第40条の2
- ・環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)第2条
新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域（＝騒音対策を行うべき地域）として、各類型を当てはめる地域を知事が土地利用等の状況を勘案して指定する。

3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準

当てはめる地域の区分		地域類型	基準値
主として住居の用に供される地域		I	70dB 以下
都市計画法の用途 用途地域以外	低層住居専用地域、中高層住居専用地域、 住居地域、準住居地域など 上記に相当する地域		
商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって 通常の生活を保全する必要がある地域		II	75dB 以下
都市計画法の用途 用途地域以外	商業地域、工業地域など 類型 I 指定地域以外の区域で住居がある地域		
都市計画法の用途 用途地域以外	工業専用地域 河川区域、山林、原野、農用地等の住居がない地域	指定 しない	

4 スケジュール

区分	H31.4	.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R2.1	.2	.3
環境 審議会		● 諮問 5.28						● 中間報告				● 答申
専門 委員会			● 第1回 6.12	● 第2回 7.10		● 第3回		● 第4回			● 第5回	
県民意 見公募 等									● ← ●	県意見公募 関係機関協議		

5 類型指定全体スケジュール

内 容	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2～R8 (2020～2026)	R9 (2027)
リニア工事等		建設				開業
都市計画（飯田市）	調査	原案作成		決定		
類型指定手続		騒音現況調査	土地利用調査	指定幅検討	審議会 諮問・答申	告示
					指定見直し	

6 環境審議会の審議内容

（1）類型指定の指定幅

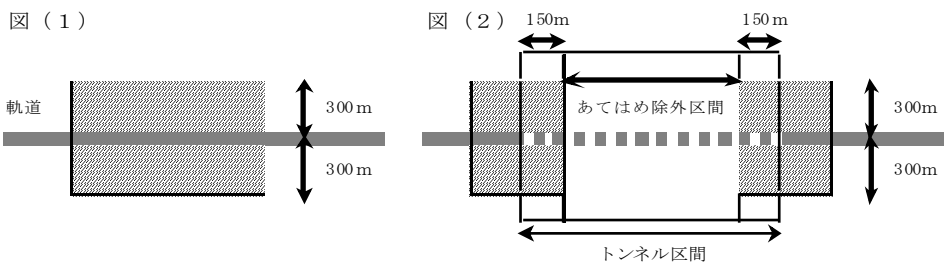
○軌道の中心からの範囲

○トンネル区間の設定

※（参考）北陸新幹線

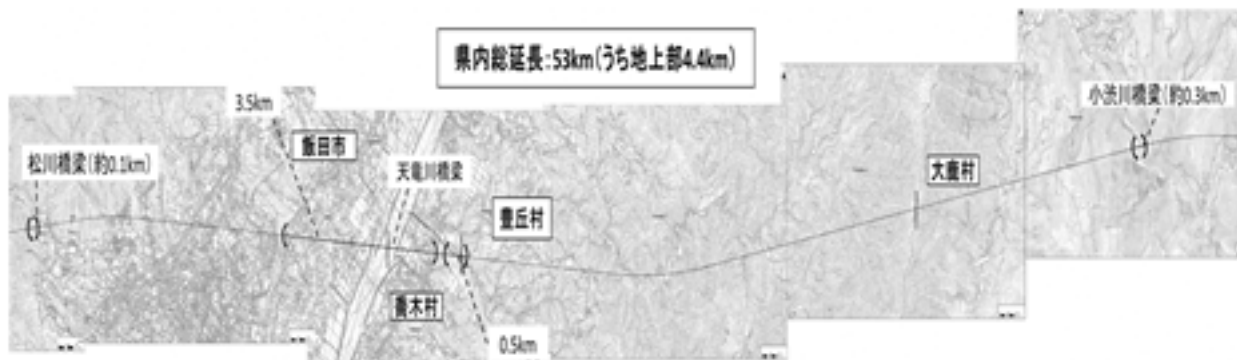
○軌道中心から両側それぞれ 300m の範囲を対象としている。

○トンネル区間は指定しない（ただし、トンネルの出入口からトンネルの中央部方向に 150m の区間は対象とする。）。



（2）用途地域が無指定の地域の類型指定

類型指定検討地域は、リニア中央新幹線が地上を走行する飯田市（都市計画法に基づく用途地域を除く）、喬木村及び豊丘村の沿線地域。



※大鹿村小渋川橋梁周辺にも地上走行部が予定されているが、当該地区には住居がない。

7 リニア中央新幹線の概要

名称	リニア中央新幹線(東京名古屋間)	(参考)北陸新幹線(東京金沢間)
県内起点・終点	大鹿村～南木曾町	軽井沢～飯山
走行方式	超電導磁気浮上方式	WN駆動方式
最高設計速度	505km/時	260km/時
路線延長	県内総延長：53km うち地上部：4.4km	県内総延長：116km うち地上部：58km

8 他県の状況

沿線県	地上走行区間	指定幅	類型指定時期
神奈川県	2箇所 1.3km	400m	H30.11
山梨県	16箇所 27.1km	400m	未定
岐阜県	9箇所 6.5km	400m	H30.4

※東京都、静岡県、愛知県については、地上走行部がないため、地域類型の指定は行わない。